

飲食宅配サービス利用促進事業に係る連携事業者募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の防止に向けた取組を引き続き求められている状況を鑑み、市民の外出自粛の促進及び事業継続に向けた飲食店の支援を目的とし、飲食宅配代行事業者（以下「連携事業者」という。）と連携し、インセンティブを与える事業を実施する。

※本事業は、令和 2 年度 5 月補正予算の成立を前提としており、今後内容等が変更となる可能性があります。

2 募集対象事業者

名古屋市内で事業が実施できる連携事業者

3 事業内容

当公募を通じ、名古屋市と連携する連携事業者を通じて、1,000 円以上の飲食宅配サービスの利用者に対し、連携事業者が次回以降飲食宅配サービスにて利用できる 500 円分のポイント又はクーポン等を発行し、使用されたポイント又はクーポン等の実績額について名古屋市が連携事業者に支払う。

4 事業期間

令和 2 年 5 月 30 日（土）～令和 2 年 6 月 28 日（日）

5 連携事業者の要件

- ・名古屋市内に 100 店舗以上の登録飲食店舗があり、現に名古屋市域において飲食宅配サービスを行っていること。
- ・本事業における連携事業者となった日から令和 2 年 6 月 28 日までの期間において、中小企業者が営む店舗が新たに連携事業者の登録店舗になろうとした際、登録に係る初期費用を無料にすること。
- ・中小企業者が新たに連携事業者に登録するよう積極的に広報等を行うこと。
- ・期限付きのポイント又はクーポン等を発行することにより、サービス利用者への還元の対応が可能であること。
- ・あらかじめ事業期間中において使用される想定利用回数を算定し、支援申請予定額を申請できること。
- ・配達者に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に講じること。
- ・名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員

と密接な関係を有する者でないこと。

6 ポイント又はクーポン等の要件

- ・還元の対象となる 1,000 円以上とは、ポイント又はクーポン等により値引きされる前の金額で、消費税等を含む金額とする。
- ・ポイント又はクーポン等を還元する対象は、名古屋市内からの注文に対し、名古屋市内で飲食店を営む事業者の商品を配達した場合に適用するものとし、還元したポイント又はクーポン等の利用についても同様の利用に限定すること。
- ・ポイント又はクーポン等の還元については、利用者が次回以降に注文する際に適用されるものとする。
- ・飲食店とは、食品衛生法に基づく営業許可証を有し、適法に事業を営むものとする。

7 連携事業者の応募

本事業に参加の意向のある連携事業者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(1) 応募期間

令和2年5月13日（水）～令和2年5月20日（水）

(2) 提出書類

- ア 事業計画書（別添様式）
- イ 対象となる飲食店一覧
- ウ 誓約書
- エ その他連携事業者の要件を満たすことが確認できる書類（様式任意）

(3) 応募方法

提出書類の資料一式を下記提出先へ郵送又は電子メールで送付すること。

【提出先】

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

TEL：052-972-2412

MAIL：a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp

(4) 連携事業者の指定について

応募期間経過後、提出書類により審査を行い、連携事業者を決定し、連携事業者へその旨通知する。令和2年度5月補正予算成立後、連携事業者と本事業実施に関する協定書を締結し、事業を実施する。なお、審査に関する問い合わせや異議については一切応じないものとする。

8 支援限度額

連携事業者の募集終了後、連携事業者が提出した支援申請予定額を参考に、各事業者の支

援限度予定額を名古屋市で算定し、補正予算成立後に締結する協定書により、正式な支援限度額を決定する。

※申請状況により、当初申請時点の支援申請予定額が減額される場合がある。

9 事業の実施について

- ・連携事業者はサービス利用者に対し、名古屋市と連携した事業として本事業の広報、周知をすること。
- ・ポイント又はクーポン等の有効期限は事業期間終了後から1か月程度を目安に事業者側で設定すること。
- ・連携事業者は、事業実績（サービス利用者に対し還元した件数及び新規登録店舗に対し初期費用を無料とした件数等）について適正に記録を行い、進捗管理をすること。

10 事業期間終了後について

- ・事業期間終了後、ポイント又はクーポン等の利用確認の上、事業実績報告書（様式は別途定める）を作成し、名古屋市に対し必要額の交付申請を行うこと。
- ・名古屋市は、提出された書類等について審査を行い、適正に事業が実施されていることを確認した後、連携事業者に対し必要額の交付決定を行う。

11 その他

- ・名古屋市は連携事業者に対し、本事業における事業期間中のポイント又はクーポン等還元分について負担するが、それ以外に連携事業者にて発生する経費（人件費、広告費等）については、一切負担しないものとする。
- ・本要項に定めのない事項については、名古屋市と事業者の協議の上、決定する。